

規制の事前評価書

政策の名称	企業結合、セグメント情報等及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設、改正等	
担当部局	金融庁総務企画局企業開示課 電話番号： 03-3506-6000(内線3672、3667) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成21年1月19日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 国際的な会計基準における動向等を受けて、企業会計基準委員会(ASBJ)より「企業結合に関する会計基準」、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等(以下「会計基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、財務諸表等規則等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】 1. 「企業結合に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 持分フリーリング法の廃止、株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日の変更、負ののれんの会計処理の変更、連結子会社の資産及び負債の評価方法の変更、段階取得における会計処理の変更に伴い、関連する注記規定の整理等を行うほか、連結損益計算書に少数株主損益調整前当期純損益の表示科目を追加するための改正を行う。 2. 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 連結ベースのセグメント情報の注記規定及び様式の全面的な改正を行う。また、連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の注記を求めることとし、この場合の単体ベースのセグメント情報の注記規定及び様式を新設する。 3. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 賃貸等不動産に関する注記規定を新設する。 4. その他 上記改正に伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令等の所要の改正を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則等」という。)第8条(定義)、第8条の17(パーチェス法を適用した場合の注記)、第8条の18(持分フリーリング法を適用した場合の注記)、改正案第8条の19(段階取得となる企業結合が行われた場合の注記)、改正案第8条の29(セグメント情報等の注記)、改正案第8条の30(賃貸等不動産に関する注記)、第52条(固定負債の区分表示)、第95条の2(特別利益の表示方法)、改正案様式第2号～第4号(セグメント情報等の注記に係る様式)、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第13条(連結の範囲等に関する記載)、第65条(当期純利益又は当期純損失) 外
想定される代替案	上記の各項目について、公表された会計基準等とは別の会計基準を新たに設定し、当該会計基準を踏まえて財務諸表等規則等の一部改正を行う。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	公表された会計基準等を踏まえて改正される財務諸表等規則等に基づいて財務諸表等を作成(注記を含む。)するために必要な事務コストが発生することが見込まれる。	金融商品取引法上の開示規制対象会社等では、既に公表済の会計基準等とは別の会計基準に対応するための体制整備に係る費用が発生すると考えられる。
(行政費用)	—	公表された会計基準等とは別の会計基準を設定するために必要な調査・検討費用その他の行政コストが発生する。
(その他の社会的費用)	—	公表された会計基準等とは別の会計基準を設定した結果、無用の社会的混乱を招くおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際的競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資すると考えられる。	—
	会計基準等との整合性のとれた規定となるため、(代替案を採用した場合のような)無用の社会的混乱を招くおそれがないと考えられる。	—
	—	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析 本案では、公表された会計基準等を踏まえて改正される財務諸表等規則等に基づいて財務諸表等を作成(注記を含む。)するために必要な事務コストの発生が見込まれるものの、国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際的競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資することとなるため、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2)代替案との比較 代替案によると、追加的な遵守費用及び行政費用の発生や無用の社会的混乱を招くおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	企業会計基準委員会(ASBJ)より会計基準等が公表(平成20年3月21日、11月28日、12月26日)。	
レビューを行う時期又は条件	引き続き国際的な会計基準の動向等を注視し、必要に応じて措置を構ずるものとする。	
備考		